

行政委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

行政委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例（昭和 39 年蕨市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 を削る。

別表第 1 蕨市立病院整備検討審議会委員（注）の項の次に次のように加える。

選挙長		国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和 25 年法律第 179 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項第 1 号に掲げる額
投票所の投票管理者		法第 14 条第 1 項第 2 号に掲げる額
期日前投票所の投票管理者		法第 14 条第 1 項第 4 号に掲げる額
開票管理者		法第 14 条第 1 項第 5 号に掲げる額
投票所の投票立会人		法第 14 条第 1 項第 6 号に掲げる額
期日前投票所の投票立会人		法第 14 条第 1 項第 8 号に掲げる額
開票立会人		法第 14 条第 1 項第 9 号に掲げる額
選挙立会人		法第 14 条第 1 項第 10 号に掲げる額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

蕨 市 長 頼 高 英 雄